

1－（３）ナショナルセンターとしての都市景観に関する研究・教育機関の設立及び京都市における当該機関の設置 （国土交通省・文部科学省）

これまでから京都市を初め、全国の歴史都市等において景観の保全・再生に取り組んでいます。その取組に際して、景観評価システムの構築、伝統技術の継承と発展、歴史的建造物の保全技術や耐震補強技術・防火技術の開発、景観保全と資産価値や地域経済との関係など、都市景観の保全・再生に関する研究及び技術開発に取り組む必要があります。

さらに、これらの研究・技術開発の成果を活用し、景観の保全・再生を実践するためには、全国の地方自治体の景観担当職員や景観に携わる民間技術者等の教育・実習による人材育成が急務であります。

これらの景観に関する研究・開発や教育・実習については、個々の地方自治体がそれぞれに対応することは困難であるため、日本建築学会からの提言にもありますように、景観法の制定を機に、ナショナルセンターとしての都市景観に関する研究・教育機関の設立を提案します。

また、京都市は、我が国を代表する歴史都市として、豊富な歴史資源や自然資源など、景観資源の宝庫であるとともに、現代に息づく大都市として様々な都市課題と景観問題を抱えており、都市景観に関する研究フィールドとして最適地であります。さらには、数多くの大学を初めとして多彩な研究者や技術者を擁しており、ナショナルセンターとしての都市景観に関する研究・教育機関の設置に当たっては、京都市に設置されることを提案します。

提案事項

都市景観の保全・再生に関する研究、技術開発及び人材育成を行う
ナショナルセンターの設立及び京都市への設置

主な提案先：国土交通省（都市・地域整備局都市計画課景観室）
文部科学省（研究振興局学術機関課）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 高谷基彦 TEL 075-222-3397